

西宮市応急診療所滞納使用料処理要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、西宮市応急診療所条例(昭和54年9月28日西宮市条例第10号)に規定する使用料(以下「使用料」という。)の滞納対策事務を適切に処理するために必要な事項を定める。

(通 知)

第2条 受診時において使用料の納付がない場合は、翌月末日までに使用料が未納である旨を文書、電話、面談により指定管理者が使用料滞納者(以下、「滞納者」という。)へ通知し、納付を促す。

(督 促)

第3条 受診日から3ヶ月を超えて納付がない場合は、市が滞納者に対して納期限を定めた督促状を送付し、督促を行う。

2 前項に規定する督促状に指定する納付期限は、督促状を発送した日から起算して30日以内とする。

(催 告)

第4条 前条第1項に規定する督促状により督促したにもかかわらず、指定の納期限までに使用料の納付がない場合は、納付促進のため、次の各号に掲げるところにより催告を行う。

(1) 文書による催告

(2) 電話による催告

2 前項第1号による催告を行う場合は、納付期限を指定するものとし、当該納付期限は、催告書を発送した日から起算して30日以内とする。

(徴収停止)

第5条 納期限後相当の期間を経過してもなお完全に納付されていないものについて、次の各号のいずれかに該当し、これを納付させることが著しく困難又は不適當であると認めるときは、西宮市債権の管理に関する条例(以下「条例」という。)第11条に基づき徴収停止を行うものとする。

(1) 滞納者の所在が不明であるとき、またその他これに類するとき

(2) 滞納金額が少額で、取り立てに要する費用に満たないと認められるとき。

(放 棄)

第6条 滞納使用料は、西宮市債権の管理に関する条例（平成20年条例第35号）14条に該当するときは、これを放棄するものとする。

- (1) 滞納者が著しい生活困窮状態（生活保護法（昭和25年法律144号）の適用を受け、又はこれに準じる状態を言う。）にあり、資力の回復が困難であると認められるとき。
- (2) 破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項その他の法令の規定により滞納者が当該使用料につきその責任を免れたとき。
- (3) 当該使用料について消滅時効が完成したとき。
- (4) 条例第8条の規定により強制執行等の手続きをとってもなお完全に履行されない当該使用料について、強制執行等の手続きが終了した後において滞納者が無資力又はこれに近い状態にあり、弁済することができる見込みがないと認められるとき。
- (5) 前条に規定する徴収停止の措置をとった使用料について、当該措置をとった日から相当の期間（おおむね1年程度、ただし消滅時効が完成していないものについてはその完成まで）を経過した後においてもなお滞納者が無資力又はこれに近い状態にあり、納付することができる見込みがないと認められるとき。
- (6) 滞納者が死亡、失踪、行方不明その他これらに準ずる事情にあり、当該使用料について納付することができる見込みがないと認められるとき。

(補 足)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日より実施する。